

緊急報告第6号様式

あ て 先	矯正局長 殿 東京矯正管区長 殿	発 信 人	千刑電発第472号 令和4年12月23日 千葉刑務所長
自殺既遂事故速報			
<p>1 発生日時及び概要</p> <p>(1) 令和4年12月17日（土）午後2時51分頃、当所管下木更津拘置支所（以下「同支所」という。）において、同階勤務職員法務事務官看守（以下「[] 看守」という。）が（単独室）を視察した際、同居室収容中の刑事被告人（以下「事故者」という。）が、上衣の両袖を結んで輪状にしたものを、洗面台蛇口に掛け、同輪に首を入れて両足をに投げ出し座り込むような姿勢でい首しているのを発見し、同時刻、非常ベル通報するとともに[] を使用して入室し、[] 上衣の結び目をほどいて外そうとした。</p> <p>(2) 同時52分頃、法務事務官看守部長（以下「[] 看守部長」という。）及び同看守（以下「[] 看守」という。）が同所に急行し、[] 看守部長が事故者を抱え上げて洗面台蛇口から同上衣を外し、居室中央付近に仰がさせ、同時53分頃、[] 看守が携行したAEDを[] 看守部長が事故者に装着したところ、除細動は不要である旨のアナウンスが流れたことから、[] 看守部長は、直ちに救命措置として心臓マッサージを開始するとともに、同時55分、[] 看守部長の指示を受けた[] 看守が119番通報して救急車の出動を要請した。</p> <p>(3) 同日午後3時3分頃、同通報を受けて到着した救急隊員が同居室に入室し、[] 看守部長と交代して事故者に対する救命措置を開始した後、同時11分頃、救急隊により同居室から救急車へ搬送され、同時20分頃、[] 病院（以下「同病院」という。）に向け出発した。</p> <p>(4) 同時28分頃、同病院へ到着後、同病院[] にて救命処置を開始したものの、同時48分、同処置が中止された。</p> <p>(5) 同時50分、同病院医師により事故者の死亡が確認された（死因：い首）。</p> <p>(6) 本件事故発生前の同日（土）午後2時35分（事故発生の約16分前）、[] 看守において、事故者が布団に横がしている状況を確認している（最終生存確認）。</p> <p>2 被収容者名等</p> <p>(1) 身 分 刑事被告人</p> <p>(2) 氏 名 []</p> <p>(3) 生年月日 []</p> <p>(4) 罪 名 []</p>			

(5) 刑名・刑期 該当なし

(6) 刑の起算日 該当なし

(7) 入所度数 [REDACTED]

(8) 制限・優遇区分 該当なし

(9) 所内行状 [REDACTED]

(10) 住 所

(11) 本 籍

3 推定事故原因

遺書等は発見されておらず、本件事故原因（動機等）については、現在調査中であるが、
[REDACTED]

4 事故に対し執った措置

(1) 上記1記載のとおり、非常ベル通報により駆け付けた [REDACTED] 看守部長が事故者の体を持ち上げ、[REDACTED] 上衣を洗面台蛇口から取り外した後、事故者を横がさせるとともに [REDACTED] 看守が救急車の出動を要請し、心臓マッサージを実施しつつ、外部医療機関に救急搬送した。

(2) 同日午後3時56分、千葉地方検察庁木更津支部宛てに事故者が自殺を企図し、死亡した旨を通報した。

(3) 同日午後5時25分、[REDACTED] 本件について説明した。

(4)

(5)

(6) 同月17日午後6時52分から

[REDACTED]において、司法検視（検事：[REDACTED]）を実施した結果、い死による自殺であり、事件性は認められず、司法解剖の必要はない旨の見解が示された。

なお、同検視の実施に併せて行政検視を実施した。

(7) 同日午後8時11分から同日午後10時29分までの間、同支所において、千葉地方検察庁検事及び同署職員に対して、本件事故の概要説明を実施した後、同検察

官等による現場及び [] 監視カメラ映像の確認が実施された。

5 その他

- (1) 事故発生当日の同支所の収容人員は20名であった。
- (2) 令和4年12月19日（月）現在、報道関係者2社からの問い合わせがあり、おむね想定問答の範囲内の質問であった。